

資料提供

平成27年(2015年)10月22日
広島高速道路公社・広島県・広島市

同時資料提供先

合同庁舎記者クラブ 中国地方建設記者クラブ
広島県政記者クラブ 広島市政記者クラブ

問い合わせ先

広島高速道路公社
建設課長 京久野 Tel 508-6855
用地課長 北原 Tel 508-6854
企画調査課長 小松 Tel 508-6847
技術管理課長 村重 Tel 508-6832

広島県 土木建築局
道路企画課長 蒲原 Tel 513-3893

広島市 道路交通局 道路計画課
高速道路整備担当課長 石井 Tel 504-2366

広島高速5号線事業について

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 事業概要について | p1 |
| 2 | トンネル工事発注について | p3 |
| 3 | 事業認定について | p5 |
| 4 | 地元対応について | p6 |



1 事業概要について

(1) 事業の目的

広島高速5号線は、広島高速1号線を介して山陽自動車道と直結し、広島市の都心部と広島県東部地区との間の高速性・定時性の向上や、広島空港へのアクセス改善に効果をもたらすもので、温品・中山地区を始めとする一般道路の交通混雑の緩和、広島都市圏の更なる発展を牽引する広島駅周辺地区の開発促進などの役割を担う路線であり、早期整備が望まれています。

(2) 事業の内容

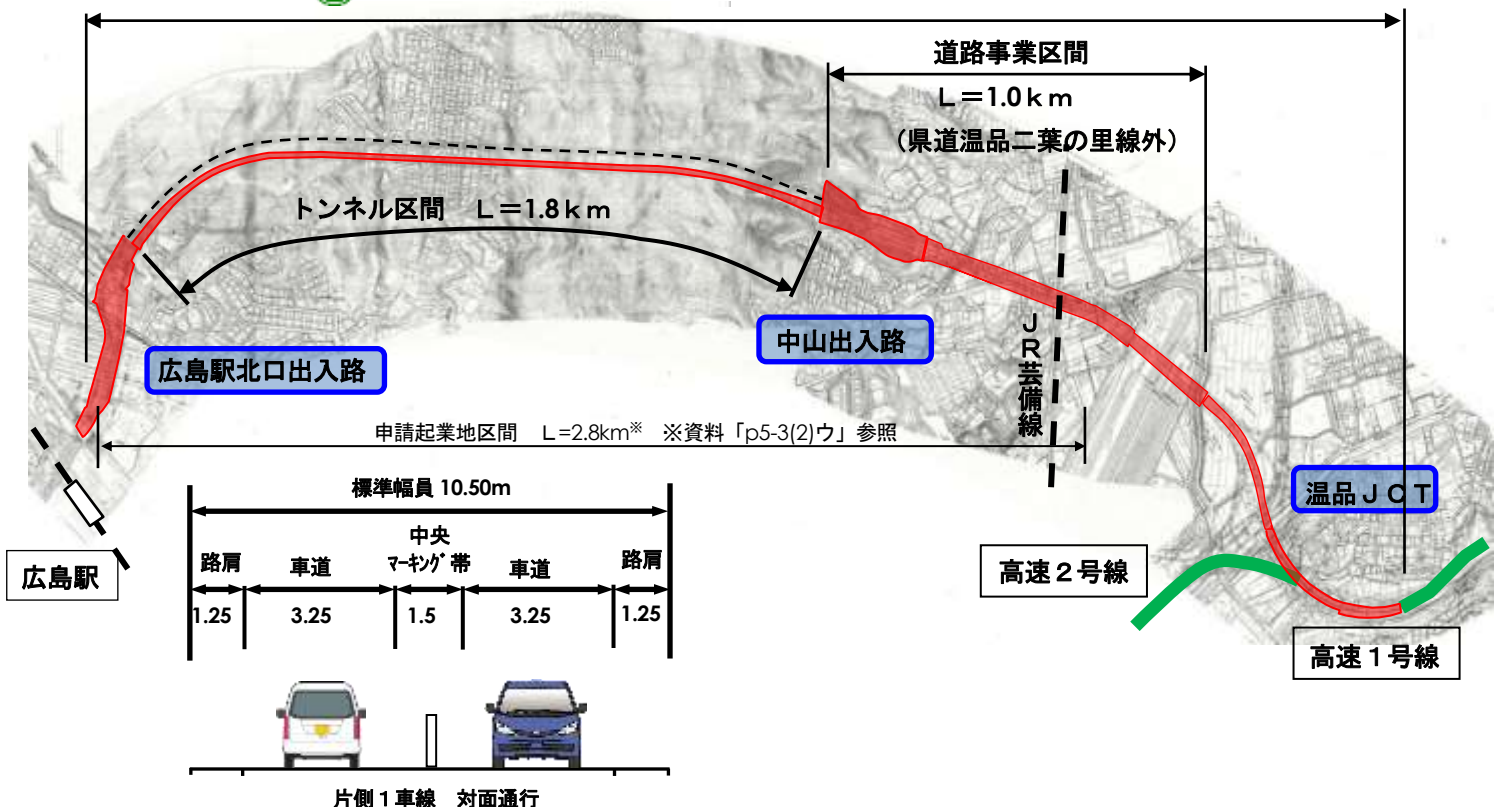
本路線は、広島高速道路公社が施行する都市高速道路事業（有料道路事業）と、広島市が施行する道路事業（公共事業）の合併施行により、平成12年度より事業を実施しています。

	都市高速道路事業 (広島高速5号線)	道路事業 (県道温品二葉の里線外)
事業箇所	広島市東区温品町 ～東区二葉の里三丁目	広島市東区温品一丁目 ～東区中山西二丁目
事業延長	約 4.0km	約 1.0km
道路規格	本線部：第2種第2級（設計速度 60km/h） ランプ：C規格（設計速度 40km/h）	
道路幅員	10.5m（暫定2車線）	
事業費 [進捗率] ※	869 億円 [71%]	175 億円（平面街路部含む） [41%]
事業主体	広島高速道路公社	広島市

※事業費ベース進捗率（H26年度末時点）

(3) 事業区分図

⑤ 都市高速道路事業区分（広島高速5号線） L=4.0km



(4) 整備状況

高速5号線全体（延長 4.0km）では、平成12年度（2000年）の事業着手後、既に約94%（公社施行区間は約93%、市施行区間は約97%）の用地取得（区分地上権含む）を行っています。（H27.9 末時点）

区間	総面積 ^{m²}	取得面積 ^{m²} （率）
公社施行区間	59,030 ^{m²}	55,100 ^{m²} （約93%）
市施行区間（平面街路部含む）	21,650 ^{m²}	21,060 ^{m²} （約97%）
全体	80,680 ^{m²}	76,160 ^{m²} （約94%）

現在、用地取得が完了している温品地区、二葉の里地区については、順次、高架橋等の本体工事に着手するなど、事業の本格展開を図ってきています。

【温品地区】

温品地区では、本年5月に高架橋の下部工事（橋脚5基）が完成し、今月から上部工事（延長約265m、6径間連続非合成鈹桁橋1連）について、桁架設を実施しています。

【二葉の里地区】

二葉の里地区では、橋梁の下部工事（橋台2基、橋脚2基）について、来年3月の完成に向けて橋台・橋脚の設置工事を進めています。また、同地区の上部工事（延長約116m、3径間連続非合成鈹桁橋1連）については、桁の工場製作を進めており、来年4月から現地での架設を行う予定です。

参考1 整備状況



温品地区（H27.10.17 現在）



二葉の里地区（H27.9.30 現在）

参考2 完成予想図



中山地区



二葉の里地区

2 トンネル工事発注について

(1) トンネル工事発注に向けた手続開始

高速5号線事業については、平成24年(2012年)12月に、沈下抑制に優れたシールド工法の採用、補償等への万全の対応を行うことなどで、事業再開を決定後、公社では、事業における基本方針として「地域の安全確保と安心構築の徹底」を定めるとともに、厳しい施工管理値の設定、計測管理等のチェック体制の強化、万が一に備えた広範囲での家屋事前・事後調査の実施など、地域住民の「安全確保」と「安心構築」に向けた具体施策をとりまとめ、地域住民の皆様への説明を重ねてきました。

この内容については、本年1月から町内会単位での事業説明会を開催し説明するとともに、その後は住民代表との協議、地域住民への個別説明を実施するなど、地域住民の方々の不安解消を図り、理解と協力を得ることを最優先とし、丁寧な説明・対話を継続してきました。

こうした対話を通じ、住民の皆様から聴取した意見を踏まえ、「住民意見表明の場」の設定、住民代表を含めた「安全・安心対策協議会」の設置など、新たな施策をとりまとめ、順次、住民の皆様へ提案、説明してきているところです。

また、県・市においては、先日、地表面沈下を不安視する住民要望に可能な限り応えるため、新たに基準値を設け、万が一、トンネル工事により生じた変状が基準値に達したと確認された場合、希望される方の土地の買収及び建物等の補償を行うという、仕組を構築し、公表したところです。

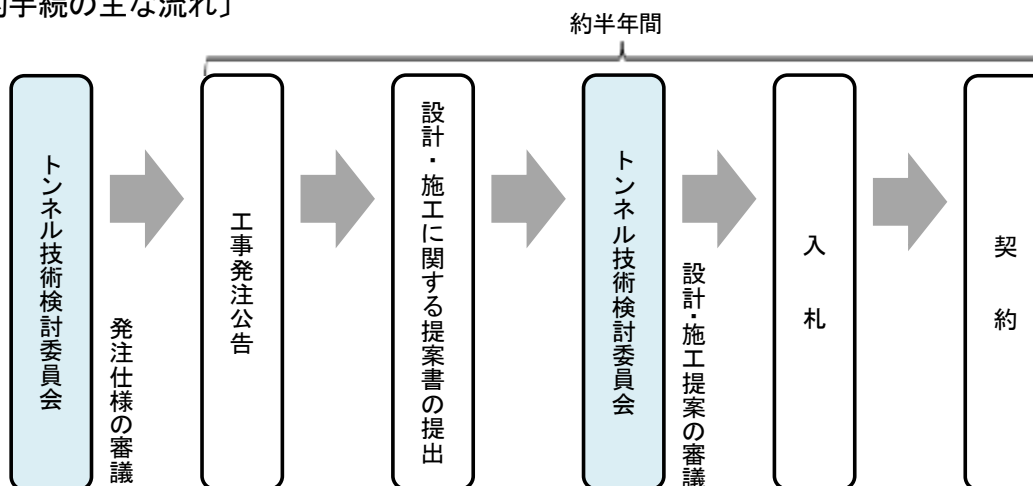
一方で、シールドトンネル工事については、契約手続期間として、公告から契約まで半年程度の期間が必要であり、さらに、契約後、現地でトンネル掘削に着手するまでに、シールドマシンの設計や工場製作を行う必要があることから、地域住民への説明・対話と並行し、トンネル工事発注の手続を開始する必要があると考えています。

トンネル工事の着手については、本年1月の説明会において住民説明を行い、その後公社において工事の発注公告に向けた準備を進めてきました。今後は、11月19日に第1回広島高速5号線トンネル技術検討委員会を開催し、委員会での発注仕様の審議を経て、トンネル工事の発注公告を行うこととしました。

(2) 広島高速5号線トンネル技術検討委員会

シールドトンネル工事の発注に当たっては、入札参加を希望する業者の施工方法等が公社の要求条件を満足できるものかを見極め、地域住民の安全確保と安心構築の徹底を図る必要があることから、学識経験者等からなる「広島高速5号線トンネル技術検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置します。

〔契約手続の主な流れ〕



ア 審議事項

- ① 発注仕様
- ② 業者からの設計・施工提案
- ③ その他、必要な事項

イ 委員会 委員名簿 (50 音順・敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
いさご のぶはる 砂金 伸治	国立研究開発法人 土木研究所 道路技術研究グループ 上席研究員
かなおり ゆうじ 金折 裕司	山口大学大学院 理工学研究科 教授
こやま ゆきのり 小山 幸則	立命館大学 総合科学技術研究機構 客員教授
すぎもと みつたか 杉本 光隆	長岡技術科学大学大学院 工学研究科 教授
はやかわ きよし 早川 清	立命館大学 理工学部 特任教授
ましも ひでと 真下 英人	国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部 部長

ウ 第1回委員会の開催

第1回委員会を次のとおり開催し、工事発注を公告する際に提示する仕様等について、審議を行います。

- ① 日 時：平成27年(2015年)11月19日(木)午後
- ② 場 所：ホテル チューリッヒ東方2001(東区光町2-7-31)
- ③ 議 事：
 - ・委員会規約(案)
 - ・委員長選出
 - ・シールドトンネル工事の発注仕様 等
- ④ 公開・非公開：工事入札の適正執行を図るため非公開

(3) 住民意見表明の場

委員会の開催に先立ち、トンネル直上部に位置する町内会の住民代表が学識委員に対して意見表明する場(公開)を設ける予定です。

- ① 日 時：平成27年(2015年)11月19日(木)午前
- ② 場 所：ホテル チューリッヒ東方2001(東区光町2-7-31)
- ③ 意見表明者(予定)：シールドトンネル直上部に位置する町内会

3 事業認定について

(1) 事業認定申請に向けた手続の開始について

高速5号線事業においては、これまで多くの地権者の方の協力をいただき、全体で約94%の用地の権利を取得しており、残る地権者に対しても引き続き丁寧な説明を行い、用地協力が得られるよう最大限努力していきます。

しかし、トンネル掘削までに任意交渉により全ての用地の権利を取得できない可能性があることや、未取得用地の中には地権者が所在不明となっている土地があり、権利取得までに時間を要することなどから、トンネル工事が遅延することがないように個別の交渉に並行して、土地収用法に基づく事業認定申請に向けた手続を進めることとしました。

なお、この「事業認定」は、申請から告示までに、ある程度の手続期間が必要であることから手続を開始しますが、今後とも、用地協力が得られるよう最大限努力してまいります。

※「事業認定」とは…事業認定庁が、起業者からの申請に基づき、事業の公益性や土地の適正かつ合理的な利用等について審査し、土地等を収用又は使用するに値する公益性があることを認定する行為です。事業認定の告示がなされると、実施する事業について、土地等の収用権又は使用権が付与されることになります。

(2) 事業認定申請の内容

ア 事業の種類：県道温品二葉の里線新設工事（有料道路「広島高速5号線」新設工事）

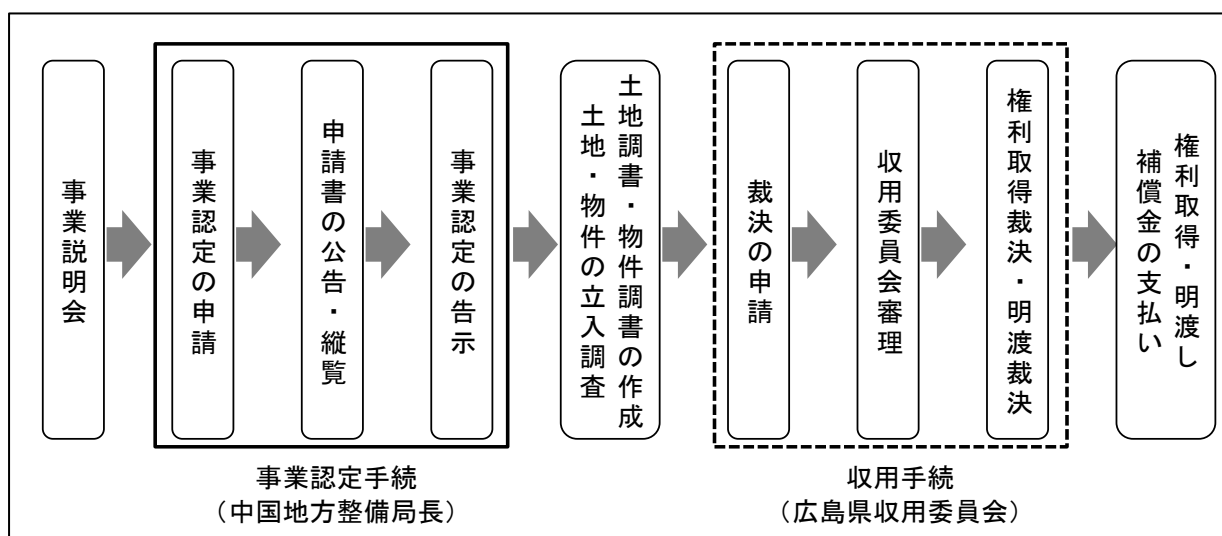
イ 起業者（申請者）：広島高速道路公社 及び 広島市

ウ 申請起業地区間：広島市東区中山南二丁目地内から二葉の里三丁目地内

L=2.8km※ [温品 JCT・新幹線車輛基地等の用地取得済区間(L=1.2km)

は起業地区間から除外] ※資料「p1-1(3)事業区分図」参照

〔土地収用法の手続の主な流れ〕



4 地元対応について

(1) 地域住民の皆様の「安全の確保」と「安心の構築」の実現に向けた取組

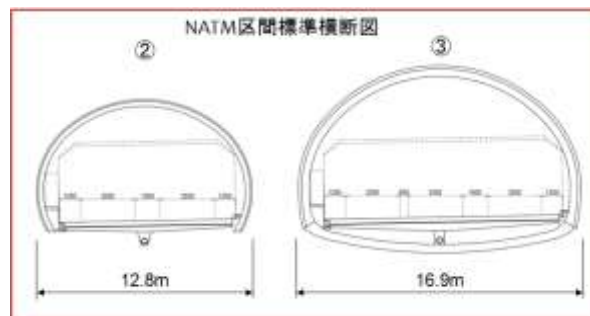
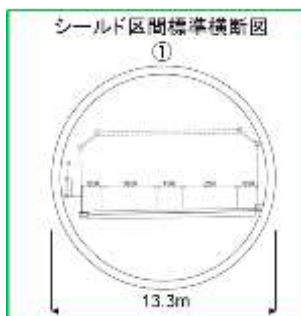
公社は、高速5号線トンネルの施工にあたり、地域の皆様の安全・安心の確保のため、シールド工法を採用するとともに、そのシールド区間において地表面沈下解析の予測値2.7mmを基に厳しめに管理値を設定し、高精度の計測管理を行います。

また、住民代表、施工業者、計測管理業者、公社の四者で構成する「安全・安心対策協議会」を設置し、施工状況、計測結果、地域住民との意見交換、情報共有により、地域の安全を常に確認しながら工事を進めてまいります。

公社では、二次管理値2.4mmを遵守するよう努めていくこととしていますが、万が一、2.4mmに達した場合には、家屋の緊急調査を行い、沈下要因、対策について、施工管理委員会を開催し、専門家の意見を聞き、住民説明を行った上で、対応することとしています。

なお、万が一、家屋等に損傷をきたすような被害が発生した場合に備え、適正に補償できるように、広範囲に詳細な家屋の事前調査を行います。

[トンネル計画]



地区名	採用工法
二葉の里 牛田	シールド工法
	特徴 地表面沈下抑制効果に最も優れる
中山	NATM工法
	特徴 断面変化への追従性、施工性に優れる

〔「安全確保」及び「安心構築」の施策〕

安全確保の施策	シールド工法の採用	<p>○トンネル安全検討委員会で検討された工法の内、最も地表面沈下の抑制に優れた工法を採用しています</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【シールド工法の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も地表面沈下の抑制に優れる ・地下水位の低下を防止できる ・軟弱地盤から岩盤まで対応が可能 ・鉄道等重要構造物直下の工事実績が豊富 ・短期間での施工が可能 </div>
	施工管理による安全確保	<p>○工事中の沈下量の管理を適切に行います</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【牛田地区】</p> <p>沈下量：一次管理値 1.3mm、二次管理値 2.4mm</p> </div> <p>○工事中の騒音・振動の管理を適切に行います</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【牛田地区】</p> <p>騒音：一次管理値 50dB、二次管理値 55dB</p> <p>振動：一次管理値 60dB、二次管理値 65dB</p> </div> <p>○工事中の水位観測を行います</p>
	専門家からの意見聴取	○入札段階において、「トンネル技術検討委員会」を設置します
安心構築の施策	相談窓口の設置	○牛田地区に現場ステーションを設置し、住民の皆様から要望、相談への対応を行います
	情報公開 (工事の進捗、地表面沈下量 や騒音・振動の計測結果)	<p>○リアルタイムで情報公開を行います（現場ステーション）</p> <p>○定期的な情報公開を行います（回覧、現場見学会、ホームページ）</p>
	チェック体制の強化	<p>○計測管理は専門コンサルタントに委託し、チェック体制の強化を行います（施工業者が行う計測管理とのダブルチェック）</p> <p>○県市によるチェック体制の強化を行います</p> <p>○専門家によるチェック体制の強化を行います</p>
	補償の対応	<p>○万が一に備え、次のとおり実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> ■家屋等の事前調査、事後調査、沈下計測を広範囲で行います ■予め、損失補償基準や対応内容について分かり易い説明を行います
	専門家からの意見聴取	○設計・施工段階において、「トンネル施工管理委員会」を設置します
	住民意見の反映	○「トンネル技術検討委員会」及び「トンネル施工管理委員会」の開催に先立ち、「住民代表が意見表明する場」を設けます。
	シールドトンネル工事への住民参加	○施工段階において、住民代表、公社、施工業者等が直接意見交換等を行う場として「安全・安心対策協議会」を設置します
	万が一に備えた仕組み	○県・市において、基準値を設け、万が一、トンネル工事により生じた変状が基準値に達したと確認された場合、広島県土地開発公社が希望される方の土地の買収及び建物等の補償を行う

(2) 高速5号線シールドトンネル工事における透明性の確保

当該工事では、技術検討委員会の開催から施工業者との契約までの入札段階とシールドトンネル詳細設計から工事完了までの設計・施工段階の2つの段階において透明性の確保を目的として、次のような取組を行います。

- ア 地域住民からの設計審査、施工管理体制の構築の要請を踏まえ、
 - ・入札段階においては「トンネル技術検討委員会」（非公開）を、
 - ・設計・施工段階においては「トンネル施工管理委員会」（公開）を設置し、委員からの意見・助言は、安全・安心対策協議会で住民代表に説明を行います。
- イ 各委員会の開催に先立って、住民代表が意見表明する場（公開）を設けます。
- ウ 施工段階において、住民代表、公社、施工業者等が直接意見交換等を行う場として「安全・安心対策協議会」（公開）を設置します。

〔シールドトンネル工事の進め方（住民参加の仕組）〕

